

1 中央ゴルフ場では暴力団関係者の入会を認めておらず、入会の際には「私は、暴力団等とは一切関係ありません。また、暴力団関係者等を同伴、紹介して貴倶楽部に迷惑をおかけするようなことはいたしません」と記載された誓約書に署名押印させるなどの対応を講じており、ゴルフ場利用約款でも、暴力団員の入場及び施設利用を禁止していた。

ある日、同ゴルフ場の会員Aは暴力団員である甲らを同ゴルフ場に誘った。甲らは、同ゴルフ場が暴力団関係者の施設利用に厳しい姿勢を示しており、施設利用を拒絶される可能性があることを認識していたが、Aの同伴者として同ゴルフ場を訪れた。同ゴルフ場では、利用客は、会員、ビジターを問わず、フロントで「ご書名簿」に自署して施設利用を申し込むこととされていたが、Aは甲らが暴力団員であることが発覚するのを恐れ、フロントにおいて、自分については「ご書名簿」に署名しながら、甲らほか同伴者5名については、その氏または名を交錯させるなど乱雑に書き込んだ「組み合わせ表」を従業員Xに渡して、「ご書名簿」への代署を依頼するという異例な方法を使った。

その後甲らはゴルフ場を利用した。

なお、同ゴルフ場では他にも防犯協議会事務局から提供される暴力団排除情報をデータベース化した上、予約時または受付時に利用客の氏名がそのデータベースに登録されていないか確認する等の措置が講じられていた。また、Aは申し込みの際、ゴルフ場従業員から同伴者に暴力団関係者がいないか改めて確認されたことはなく、自ら同伴者に暴力団関係者はいない旨の虚偽の申出をしたこともなかった。

2 Aは自己が会員である多摩ゴルフ場でも暴力団員乙らを誘ってゴルフをしようとした。

乙らは本件ゴルフ場のフロントにおいて、ビジター利用客として、備え付けの受付表に氏名、住所、電話番号等を偽りなく記入し、これをフロント系の従業員に提出してゴルフ場の施設利用を申し込み、ゴルフ場を利用した。

その際、同受付表に暴力団関係者ではないことを誓約させる措置は講じられていなかったし、暴力団関係者ではないかを従業員が確認したり、乙らが自ら暴力団員でない虚偽の申出をすることもなかった。

本件ゴルフ場では、約款等で暴力団関係者の施設利用を拒絶する旨を規定した上、クラブハウス出入り口に「暴力団関係者の立入りプレーはお断りします」等記載された立て看板を設置するなどして、暴力団関係者による施設利用を拒絶する意向を示していたが、それ以上に利用客に対して暴力団関係者でないことを確認する措置は講じられていなかった。また、周辺のゴルフ場においても暴力団関係者の施設利用を許可、黙認する例が多数あり、暴力団排除活動が徹底されていたわけではなかった。

設問(1)

1、2の事情を比較しつつ甲、乙の罪責を論ぜよ。

設問(2)

1の事情において、対応した従業員Xが甲らの身なり、言動等から薄々暴力団員であることに気付いていたが、たえそうだとしても構わないと思い、利用を黙認していた場合の甲の罪責はどうなるか。

参考判例 最高裁決定26年3月28日(刑集68巻3号
646頁)

最高裁判決26年3月28日(刑集68巻3号582頁)